

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）（抄）

新	旧
<p>第1～第4（略）            第5 体制状況一覧表の記載要領について            1～6（略）            7 通所介護            ～（略）</p>	<p>第1～第4（略）            第5 体制状況一覧表の記載要領について            1～6（略）            7 通所介護            ～（略）</p>
<p>（削る）</p> <p>「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、令和3年度以降に、居宅サービス単位数表注12に規定する加算について、通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合に「あり」と記載させること。</p>	<p>「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、令和3年度以降に、居宅サービス単位数表注12に規定する加算について、通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合に「あり」と記載させること。</p> <p><u>また、「ADL等維持加算」については、令和3年改正告示附則第5条によりなお従前の例によることとされた場合における同告示による改正前の大臣基準第16号の2イに該当する場合に「あり」と記載させること。また、（別紙19）「ADL維持等加算に係る届出書」を添付させること。</u></p>
<p>～（略）            8～39（略）            40 地域密着型通所介護            ～（略）</p>	<p>～（略）            8～39（略）            40 地域密着型通所介護            ～（略）</p>
<p>（削る）</p> <p>「ADL維持等加算〔申出〕の有無」については、通所介護と同様であるので、7を準用されたい。</p>	<p>「ADL維持等加算〔申出〕の有無」及び「ADL維持等加算」については、通所介護と同様であるので、7を準用されたい。</p>
<p>～（略）            41～55（略）            第6（略）            別紙1～1-4（内容変更有）</p>	<p>～（略）            41～55（略）            第6（略）            別紙1～1-4</p>